

協同農業普及事業の県実施方針の概要

令和2年8月に策定された国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」の下、効率的かつ効果的な普及指導活動の実施により、本県の農業・農村の持続的な発展が図られるよう「愛媛県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

(1) 重点的に取り組む普及指導活動の方向

本県農業の持続的な発展や次世代への継承に向け、儲かる農業”や“出口戦略”を見据えた活動の実践により、地域のあるべき姿を産地づくり・地域戦略ビジョンとして位置付け、重点推進項目に沿い普及指導活動を展開する。

【重点推進項目】

①流通・販売を見据えた産地化推進

- ・競争力のある個性的産地の育成
- ・産地を支える生産者の経営安定
- ・新技術等の実証・普及
- ・環境保全型農業の推進、食の安全・安心の確保

②地域農業を支える多様な担い手の確保育成

- ・新規就農者の確保・定着
- ・意欲ある農業者の育成
- ・集落営農の推進
- ・女性の活躍促進
- ・農業大学校等における実践的研修教育の推進

③地域特性を活かした魅力ある農村地域の創造

- ・持続的な地域農業の機能強化
- ・農村振興に向けた取組支援

(2) 普及組織の確立に向けた活動体制

地域農業育成室：担い手育成から生産技術指導まで、一体的な普及指導活動

産地戦略推進室：地域の特色を活かした産地化、ブランド化に向けた普及指導活動

(3) 地域農業をリードする普及指導員の資質向上

国の実施する研修、職場における OJT 及び調査研究活動等、民間企業が実施するセミナー等への参加を通じ、普及指導員の技術や知識の水準を高め、資質の向上を図る。

(4) 普及指導活動の効率的かつ効果的な実施

P D C A サイクルの実践により普及指導計画を推進するとともに、各ビジョンの実現に向け、地域農業育成室及び産地戦略推進室の職員が緊密に連携し、普及が本来持つ総合力を活かした普及指導活動を展開する。

(5) 普及指導活動の成果の情報発信に向けた取組

普及指導活動の成果等をマスメディアや SNS 等を活用して情報発信する。

(6) その他協同農業普及事業の実施に関する事項

関係機関が行う農業教育への協力、普及指導員等 OB 職員の活用、国との連携